



ったところ、請求人は原処分を不服として本審査請求を行ったものである。

(2) 審査請求の趣旨及び理由

請求人は、平成19年12月5日付けで原処分を受けたことについて納得できず、その取消しを求めるものである。

(3) 処分庁の弁明

処分庁の弁明は、概ね以下のとおりである。

1 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

2 本件の経過

請求人は、平成19年11月5日に請求人と弟の二人世帯で保護申請を行った。調査の結果、稼働能力があるとの医師の見解及び求職活動状況を検討した結果、請求人については稼働能力の不活用の理由をもって、平成19年12月4日のケース診断会議において申請日付けにて保護申請却下とし、世帯分離扱いにより弟のみの保護開始となった。

3 申請から現在に至るまでの詳細

H19.11.19 自宅訪問

請求人の求職活動の状況を尋ねるも、保護申請をする前は求職活動を行っていたが、保護申請後は行っていないとの返答。

体調が悪いなら、体調に応じた求職活動を行うように指導を行い面接を終える。

H19.11.29 自宅訪問

請求人の求職活動の状況を尋ねるも、求職活動は行っていないとの返答。

体調に応じた求職活動を行っていないため、求職活動についての評価はできないことを伝える。

4 本件の保護の要否についての室戸市福祉事務所の判断

請求人は現在体調不良のため、求職活動が行えないとの申し立てであるものの、体調に応じた求職活動を行うようにという指導を行ったにもかかわらず求職活動を行っていないため、稼働能力不活用の理由により保護申請却下とし、世帯分離という結論に至ったものである。

(4) 請求人の反論

処分庁の弁明に対する請求人の反論は、概ね以下のとおりである。

1 処分庁の弁明3「申請から現在に至るまでの詳細」

「H19.11.19 自宅訪問」について

「請求人の求職活動の状況を尋ねた」及び「求職活動は行っていない」と返答したことは否認する。担当ケースワーカーは請求人に対して職業安定所に行っているか否かについて尋ねただけであり、請求人が毎日のように行っていた新聞の求人欄を確認し、条件に合致するものがあれば応募するという「求職活動」につ

いては尋ねていない。

また、「体調が悪いなら、体調に応じた求職活動を行うように指導」を受けたこともない。あくまで、職業安定所へ通うように指導を受けたのみである。

なお、請求人は担当ケースワーカーに対してこのような求職活動を行ったことについては伝えていた。

「H19. 11. 29 自宅訪問」について

「請求人の求職活動の状況を尋ねた」、「求職活動は行っていない」と返答したこと及び「体調に応じた求職活動を行っていないため、求職活動についての評価はできないと伝えた」ことについてはいずれも否認する。担当ケースワーカーは、このときも「求職活動状況」については尋ねておらず、あくまで職業安定所へ通っているか否かについて尋ねただけであり、指導も職業安定所へ行くよう求めるに過ぎなかった。

ケースワーカーからは体調に応じた求職活動を行うよう指導されたことはない。

むしろ、請求人が、ケースワーカーに対して新聞の求人欄を見る形での「体調に応じた求職活動」を行っていることを伝えているのである。この請求人の申し出に対して、ケースワーカーは求職活動状況申告書にその旨記載して提出するよう求めたことはない。

## 2 請求人の主張（「体調に応じた求職活動」は十分に行っていること）

請求人は新聞の求人欄を探すよりも職業安定所へ赴く方が職を得ることができ、可能性が高いことは十分認識していたが、自分の体調と家族の介護とでそれを断念せざるを得なかったため、やむを得ず「体調に応じた求職活動」として新聞の求人欄を見るという求職活動を行っていたのである。

そもそも、室戸市福祉事務所長が、どのような活動を「体調に応じた求職活動」に該当すると考えているのかは明らかでない。

ただ、本件において、請求人は新聞の求人欄を見るという求職活動を現に行っており、その旨を担当ケースワーカーに伝えていたのである。

## (5) 事実認定

- 1 請求人は、平成19年11月5日付けで、体調不良により、仕事ができなくなり、生活に困窮したことを理由に保護申請をしたこと。
- 2 平成19年11月14日付けの検診書には要通院及び就労可（普通労働）との高知県立安芸病院医師の所見が記載されていること。
- 3 処分庁は、平成19年12月4日にケース診断会議を開催したこと。
- 4 処分庁は、平成19年12月5日付けで、請求人に対して、原処分をしたこと。

## (6) 争点

本審査請求における争点は、処分庁が行った原処分について、違法又は不当のものといえるか否かである。

(7) 判断

以下のとおり判断する。

法第4条第1項には、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定しており、生活に困窮する者が、その有する能力を最大限に活用したと認められる場合は同項に規定する要件を満たすと解される。

そこで、これを本件についてみると、事実認定2にあるように処分庁は検診を実施している。

この請求人の検診を実施し、請求人の稼働能力を把握した処分庁の判断は妥当である。

しかしながら、処分庁は請求人に対して求職活動を指導し、その求職活動の評価等を行うべきにもかかわらず、請求人に対して求職活動を指導した記録もなく、その求職活動を誠実に行ったかどうかの評価等もほとんど記載されていない。

唯一記録としてあるのは体調が悪いため求職活動ができないとの申し立てとあるのみである。

稼働能力を活用したか否かは地域の雇用情勢、請求人の求職活動状況等について総合的に評価し、判断すべきにもかかわらず、それに関する記録は体調が悪いため求職活動ができないとの申し立てのみであり、この記録及び検診の結果のみをもって稼働能力の不活用により原処分したことが妥当であるとの判断はできない。

したがって、処分庁が法第4条第1項の規定による保護受給要件を欠くものとした原処分については稼働能力活用状況の評価を十分行わないまま行っており、不適切な処分と言わざるを得ない。

よって、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成20年2月 日

高知県知事 尾崎 正直

(教示)

この裁決に不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、この裁決の前提となる決定をした高知県を被告として(訴訟において高知を代表する者は高知県知事となります。)決定取消しの訴えを、あるいは高知を被告として、この裁決の取消しの訴えを提起することができます。(なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

これは謄本である。

平成20年2月 日

高知県知事 尾崎 正直